

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【公表番号】特表2008-540732(P2008-540732A)  
 【公表日】平成20年11月20日(2008.11.20)  
 【年通号数】公開・登録公報2008-046  
 【出願番号】特願2008-510031(P2008-510031)  
 【国際特許分類】

C 1 1 D 3/04 (2006.01)  
 C 1 1 D 3/386 (2006.01)  
 C 1 1 D 1/722 (2006.01)  
 C 1 1 D 1/22 (2006.01)  
 C 1 1 D 1/14 (2006.01)  
 C 1 1 D 1/20 (2006.01)  
 C 1 1 D 17/00 (2006.01)  
 C 1 1 D 3/37 (2006.01)

【F I】

C 1 1 D 3/04  
 C 1 1 D 3/386  
 C 1 1 D 1/722  
 C 1 1 D 1/22  
 C 1 1 D 1/14  
 C 1 1 D 1/20  
 C 1 1 D 17/00  
 C 1 1 D 3/37

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月27日(2009.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

孢子、細菌、真菌又は酵素；  
 アルカノールアミンボレート；  
 固化剤；及び  
 界面活性剤；

を含む固体クリーニング組成物。

【請求項2】

前記アルカノールアミンボレートが、モノエタノールアンモニウムボレート、ジエタノールアンモニウムボレート、トリエタノールアンモニウムボレート、又はそれらの組み合わせを含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

5 ~ 35重量%のアルカノールアミンボレートを含む、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

0.003 ~ 35重量%の非イオン性界面活性剤を含む、請求項1 ~ 3のいずれか一項

に記載の組成物。

【請求項5】

前記非イオン性界面活性剤が、下記を含む請求項4に記載の組成物；

少なくとも  $(EO)_y(PO)_z$  を含む非イオン性ブロックコポリマー、ここで  $y$  及び  $z$  は、独立して  $2 \sim 100$  である；

$2 \sim 15$  モルのエチレンオキシドを有する  $C_{6 \sim 24}$  のアルキルフェノールアルコキシレート；

$2 \sim 15$  モルのエチレンオキシドを有する  $C_{6 \sim 24}$  のアルコールアルコキシレート；

$2 \sim 20$  モルのエチレンオキシドを有するアルコキシル化アミン；又はそれらの混合物。

【請求項6】

$0.05 \sim 70$  重量%のアニオン性界面活性剤を含む、請求項1～3のいずれか一項に記載の組成物。